

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 社長所有の別荘の借上げ

Q：社長の別荘を会社で借りて、保養所として利用しています。社長に支払う別荘の賃貸料は全額福利厚生費として処理してよいでしょうか。

A：一定の条件を満たしている場合には、全額福利厚生費として処理できます。

【解説】

賃貸料を福利厚生費として全額費用処理するためには、福利厚生施設としての保養所の利用方法について、利用者の範囲、利用料金、利用方法等の規定を作成し、その利用状況を明らかにしておくとともに、次のような点に注意しなければなりません。

- (1) 社長への賃貸料が通常一般的に取引される金額であること
- (2) 役員と従業員が平等に利用できること
- (3) 利用料金が世間並みであること

なお、会社の社員のすべてが親族であるというような場合には、社長個人の別荘のままでも利用が可能であるため、上記の条件のほかに、会社で借り受けてそれを保養所として利用しなければならないような理由を明確にしておく必要があります。

以上の条件のうち、1つでも満たさない場合には、税務上、福利厚生費として全額費用処理することはできず、社長への役員報酬として認定されることになります。

